

履修要項

修了要件

学生は国際文化交流研究科を修了し、修士（国際文化交流）の学位を得るためには、原則として2年間在籍し、履修規定に従って下記の単位数以上を修得しなければなりません。（大学院学則第11条及び18条参照）

なお、修了見込証明書は、最終年次で残りの単位数が10単位以下の学生に対して発行します。ただし、修業年限を1年に短縮することを希望する者、留学した者、海外特別研修を履修した者は、当該年次での修了が十分に見込まれる場合、最終年次で残りの単位数が10単位を超えていても修了見込証明書を発行することがあります。

専攻	必修選択	自由選択	合計
国際文化交流専攻	16単位以上	14単位以上	30単位以上

1. 単位

- 1) 1学年の学習期間は定期試験等の日を含めて35週で、これを春学期と秋学期の2学期にわけます（本学学則第12条参照）。本大学院の授業科目は、半年15週をもって完結します。
- 2) 授業の単位はすべて学習活動（教室における授業時間とその準備のための教室外における自習時間とを含めて）45時間をもって1つの基準としています。
- 3) 本大学院の授業科目の単位数は、次のようになります。
 - ・講義、演習の授業科目は、毎週2時間1学期で2単位。
 - ・研修の授業科目は、一定期間修了で2単位または4単位。

2. 履修登録

- 1) 履修授業科目の選定にあたっては、あらかじめ指導教員によく相談し、その指示に従ってください。
- 2) 履修登録は春・秋年2回実施します。日程等の詳細は、掲示及び本大学院ホームページ上で確認してください。
- 3) 授業時間割に掲載されている履修希望科目をオンライン履修登録システムの登録画面で選択します。登録が終わったら、登録画面を印刷し保管してください。（控えとして必ず印刷してください）
- 4) オンライン履修登録確認画面で内容を確認し、印刷した登録画面と照合して疑義のある場合は、定められた期日までに教務部に申し出てください。
- 5) 登録完了後に履修登録を変更することはできません。

3. 成績

- 1) 成績の評価は、S・A・B・C・F・X・Nをもって行い、その評価換算基準は以下のとおりです。
平成25年度以降入学者

合否	合格				不合格		
評価	S	A	B	C	F	X (平成26年度以降)	N
素点	100-90	89-80	79-70	69-60	59-0	評価なし	
						試験未受験・出席不良等、成績評価の前提を満たしていないもの	修得単位として認定されたもの

- 2) 就職等本学以外で使用するために発行される証明書には、S・A・B・C・Nの評価を記載し、FとXは記載しません。
- 3) 前学期に履修した授業科目の成績表は次学期始業前に交付します。交付日は別途掲示します。4年次学生・大学院2年次学生については、卒業式（修了式）当日に交付します。
- 4) 成績表は、新学期の履修計画を立てる上での資料となるだけでなく、学科によっては演習等申込みの際に必要なことがあり、また成績証明書を発行できない期間においては証明書の代用として就職活動に役立つ場合もあるので、大切に保管し参考にして下さい。なお、成績表の再交付は行いません。

4. 単位の認定

1) 本大学院ならびに本大学院以外で修得した単位等の認定

- (1) 本大学院への入学以前に本大学院で修得した単位（科目等履修生、委託生又は交流学生として修得した単位）は、大学院学則第14条15条に基づき、10単位を限度として本大学院における修了に必要な単位として認定されます。
- (2) 本大学院への入学以前に他の大学院等で修得した単位は、大学院学則第14条15条に基づき、10単位を限度として本大学院における修了に必要な単位として認定されます。（海外の大学院等も含む）
- (3) 本大学院への入学後、在学中に他の大学院等での科目等履修その他によって修得した単位は、大学院学則第13条15条に基づき、10単位を限度として本大学院における修了に必要な単位として認定されます。（留学による海外の大学院等も含む）

ただし、本大学の学部開講科目の科目等履修によって修得した単位は、本大学院における修了に必要な単位として認定されません。

2) 本大学院ならびに本大学院以外で修得した単位等の認定手続

(1) 本大学院への入学以前に本大学院で修得した単位の認定

入学以前に本大学院で修得した単位の認定を希望する者は、所定の手続きによって申請してください。研究科委員会で審議のうえ、認定の可否を決定します。

【申請手続】

申請先：教務部

申請方法・期限：次の通り

所定用紙（「単位認定申請書」——教務部備付）に記入し、次の書類を添えて提出してください。

添付書類……本学が交付した成績証明書

申請期限……入学後1ヶ月以内

(2) 本大学院への入学以前に他の大学院等で修得した単位の認定

入学以前に他大学院等で修得した単位の認定を希望する者は、所定の手続きによって申請してください。研究科委員会で審議のうえ、認定の可否を決定します。

【申請手続】

申請先：教務部

申請方法・期限：次の通り

所定用紙（「単位認定申請書」——教務部備付）に記入し、次の書類を添えて提出してください。

添付書類……「履修要項」「講義内容」等を示す文書のコピーおよび成績証明書

申請期限……入学後1ヶ月以内